

一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構 《aRma》について

aRma事務局

2012年2月14日

設立の背景

《ネット権、ネット法》

1. いわゆる「ネット権・ネット法」の類の提案

「放送番組の流通円滑化のためには実演家の許諾権を制限する必要がある」との考え

2. 「ネット権、ネット法」をめぐる議論で明らかになったこと

「放送番組のネット配信が進まないのは、ネット配信の収益性の悪さが原因。実演家の許諾権は流通の阻害要因ではない。」

「放送番組のネット配信を含む二次利用の円滑化をはかるには、ネット権・ネット法的アプローチではなく、民間主導による取組が必要。」

3. 実演家の取組

実演家側で行いうる取組が、積極的円滑化への提案である「権利処理窓口の一元化 = aRma設立」

《一任型許諾と非一任型許諾》

1. 放送番組権利処理は、音事協が実施している非一任型による権利処理窓口業務と、芸団協CPRAが実施している著作権等管理事業法に基づく管理事業とに、二極化している
2. ほとんどの放送番組には、音事協とCPRA両方の実演家が出演している。放送局は、それぞれが扱う実演家が誰であるかを把握し別々に申請を提出する必要があり、非効率的であった
3. 音事協のデータベースとCPRAのデータベースが別個に存在し管理されていたため、非効率的であった

《aRmaの設立》

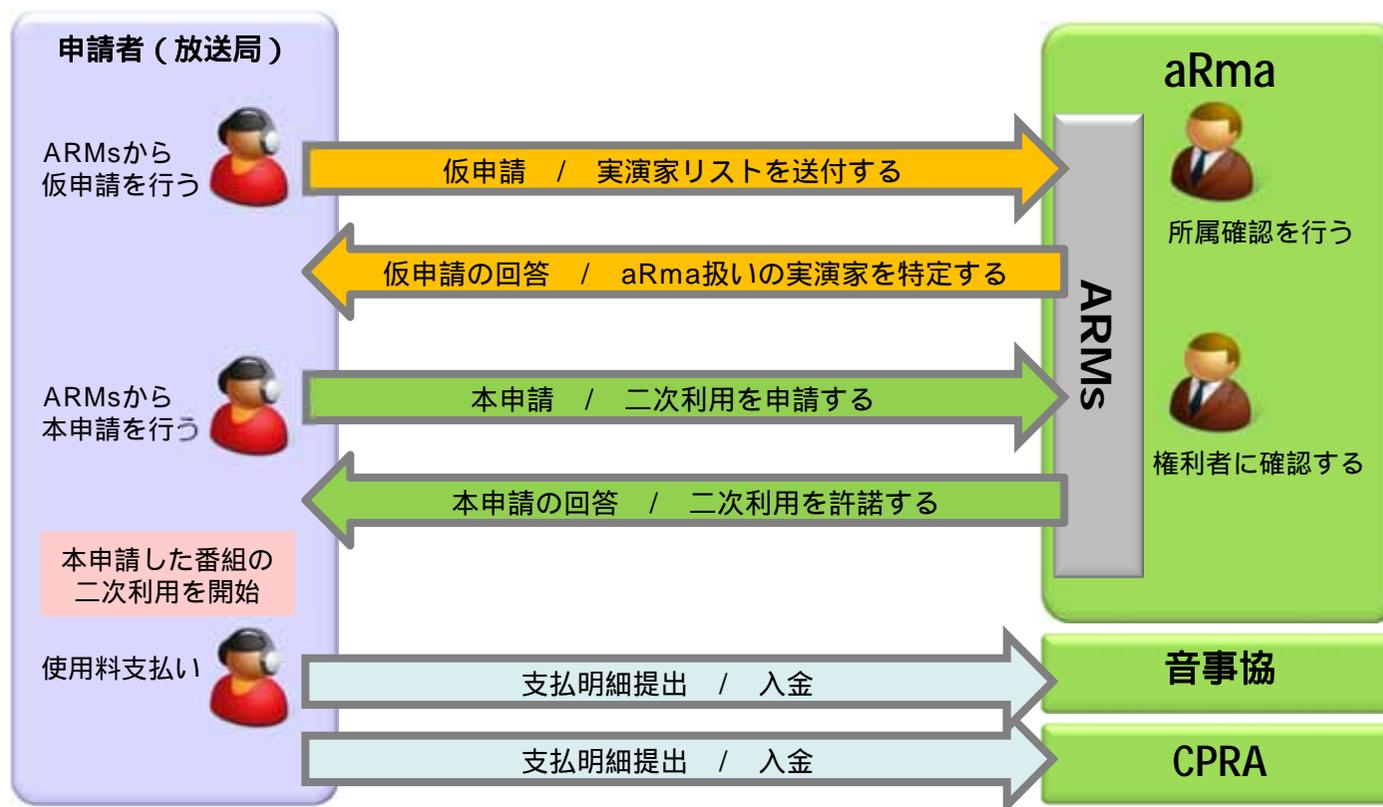
aRmaは、従来音事協とCPRAが別々に実施していた許諾業務を一か所でまとめて実施するとともに（一元化）、これを迅速的確に行うべく（円滑化）設立された

法人の概要

- ◆ 名称 一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構
audiovisual Rights management association (略称：aRma [アルマ])
- ◆ 所在地 〒107-0061 東京都港区北青山2-11-10 青山野末ビル301
- ◆ 社員 社団法人 日本音楽事業者協会
社団法人 日本芸能実演家団体協議会
一般社団法人 日本音楽制作者連盟
一般社団法人 映像実演権利者合同機構
演奏家権利処理合同機構 ミュージック ピープルズ ネスト
- ◆ 役員 理事長 尾木 徹
顧問 野村 萬、大石 征裕
理事 高木 良夫、神林 義弘、佐藤 宏榮、堀 義貴、大林 丈史、畠中 達郎、
北牧 裕幸、浅原 恒男、山崎 讓、椎名 和夫
- ◆ 目的と事業
一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構 (aRma) は、映像コンテンツの二次利用に係る円滑な権利処理を実現することにより、デジタルネットワーク上のコンテンツ流通の促進と、これによる実演家への適正な対価の還元の実現に寄与することを目的として、次の事業を行います。
 - (1) 映像コンテンツの二次利用に関する許諾申請の窓口業務、その他二次利用に係る手続き処理
 - (2) 映像コンテンツに係る不明権利者の探索、通知
 - (3) 映像コンテンツの二次利用に係る収益配分の在り方に係る調査研究
 - (4) 映像コンテンツの権利処理に係る理解促進、啓発
 - (5) 映像コンテンツの二次利用に係る報酬等の徴収、分配
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

変遷(1)

- ◆ 平成21年6月 設立
 - ❖ 許諾窓口業務実施の準備を開始
 - Web経由で申請許諾を実施するためのシステム「ARMs」を開発
 - 「ARMs」に音事協実演家データベースとCPRA実演家データベースを統合し、aRmaデータベースを構築
 - 音事協実演家データベースおよびCPRA実演家データベースとの間で毎日「差分取込み」を行い、aRmaデータベースを更新
 - 実演家リストとaRmaデータベースをぶつけ、aRma扱いの実演家を特定する「自動振分機能」を実装
- ◆ 平成22年7月29日 「放送番組送信可能化」の申請受付と許諾の窓口業務を開始

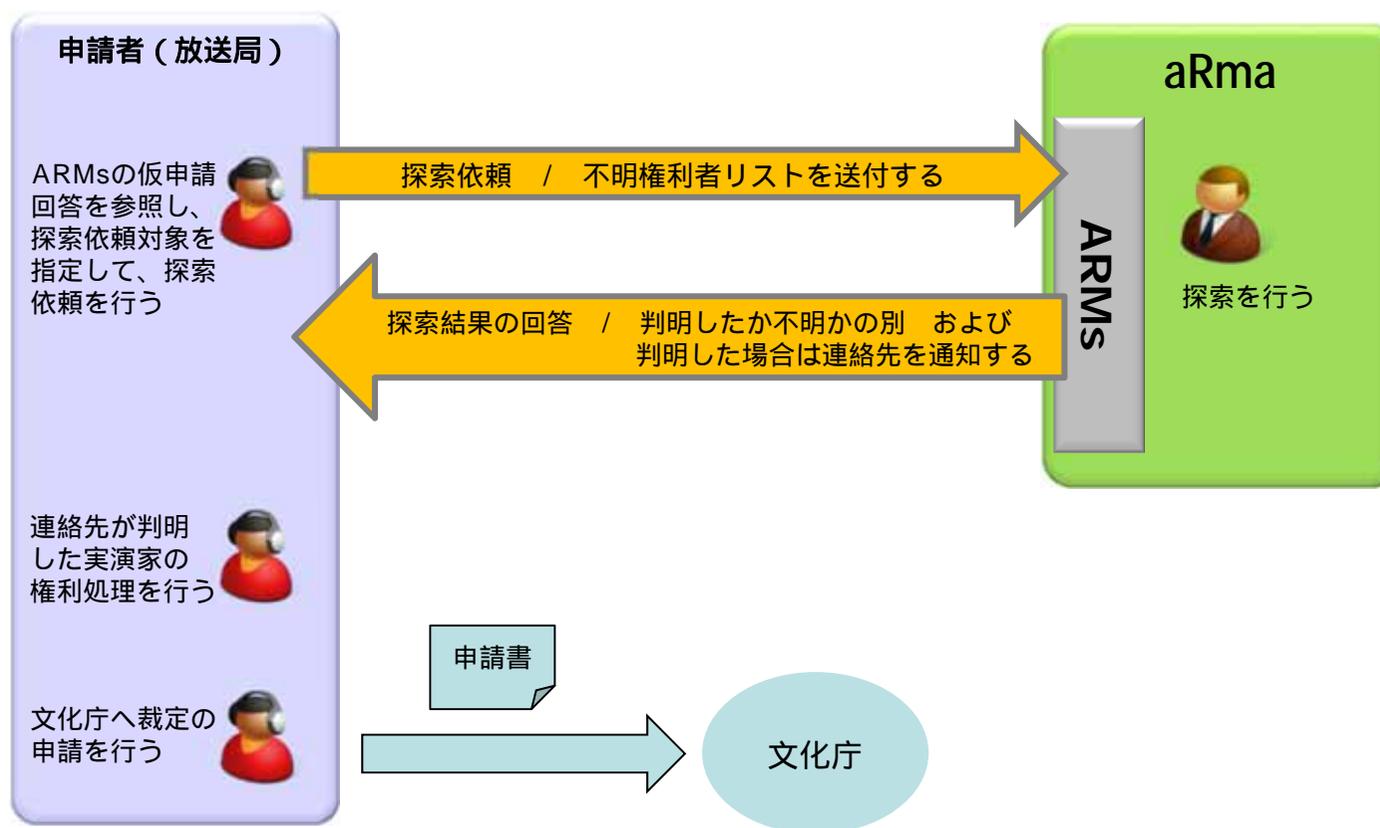


変遷(2)

◆平成23年1月11日 「不明権利者探索業務」を開始

《aRmaが不明権利者探索を行う理由》

- ❖出演者は多数であるため、放送局が個々に探索を行うと、コストが二重三重にかかる
- ❖連絡先情報は権利者団体が収集し、aRmaに集中する
- ❖ほとんどの出演者が二次利用の許諾を出したにもかかわらず、わずかな出演者の連絡先が不明で番組が二次利用されないと、許諾を出した出演者が二次利用による収入を失う



ただし、現状ではほとんどの探索依頼がNHKからのもの。民放からの依頼はわずか。また、aRmaは1000名を越す不明権利者につき裁定制度の要件を充たす探索をしたにもかかわらず、実際に裁定制度の申請がなされたのは2番組100名強にとどまる。

変遷(3)

◆平成23年4月1日 有線放送報酬の徴収分配業務を開始

《有線放送報酬とは》

(著作権法第94条の2)

有線放送事業者は、放送される実演を有線放送した場合には、当該実演(録音録画の許諾を得た実演を除く)に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならない。(非営利無料のものは除く)

《aRmaが実施する理由》

1. 有線放送事業者の集まりである(社)日本ケーブルテレビ連盟(JCTA)は、報酬の徴収窓口の一本化を希望。しかし、有線放送報酬業務に指定団体制度の適用はなく、権利者自らの意思による一本化が必要。
2. aRmaは放送番組二次利用の窓口一元化をはたし、放送番組出演者の大多数がaRma扱い。この仕組みを基礎に報酬の徴収窓口を一本化。
3. 報酬請求権である有線放送報酬の個別行使は極めて困難。aRmaが徴収窓口となることにより、放送番組二次利用における個別処理事務所も、有線放送報酬業務をaRmaに委任。

◆平成23年4月11日 「放送番組送信可能化」に加え「ビデオグラム化」と「番組販売」の申請受付と許諾の窓口業務を開始

- ❖ 許諾システムを改善し、「ARMs2」にバージョンアップ
- ❖ aRma扱いの実演家を特定する「自動振分機能」の精度向上
- ❖ 回答情報の蓄積をベースとする「番組権利情報」の新設

◆平成23年12月27日

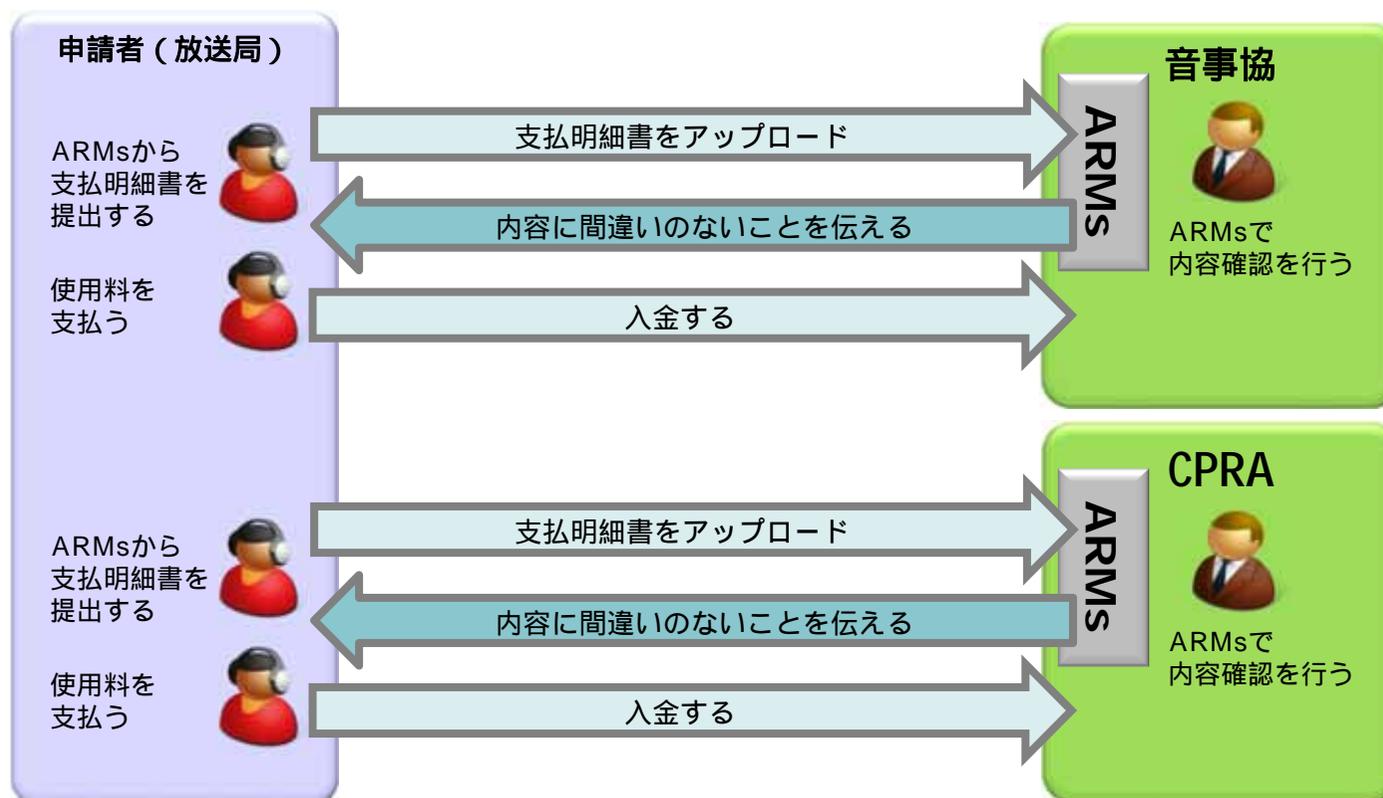
- ❖ 許諾システムをさらに改善し、「ARMs2.1」にバージョンアップ
- ❖ 回答情報の蓄積をベースとする「番組権利情報」の精度向上

現在の取組

◆ 《使用料支払手続》の省力化

使用料支払いを円滑化するための仕組みを開発中

- 支払明細書提出をシステム(ARMs)アップロードにより行えるシステムを構築
- 許諾した番組と出演者が支払明細書に漏れなく記載されるよう、申請と明細の自動リンク機能を構築
- 二次利用を許諾した番組と出演者が支払明細書に漏れなく記載されるよう、放送局に対し支払明細書作成支援機能を提供



直近の課題

□ 背景

1. ネット配信の本格化
2. 海外番販への積極的取り組み

申請件数の増加
放送直後の二次利用の増加

□ 対応

- ❖ 事務局体制の強化
- ❖ 申請許諾手続きの業務フロー見直し
- ❖ aRma扱い実演家の拡大
- ❖ 「ARMs」のバージョンアップ

etc...